

徳島市の新町西地区再開発事業の是非を問う住民投票条例の制定を目指す「新町西再開発<音芸ホール>住民投票の会」は19日、署名集めに必要となる請求代表者証明書の交付申請書を市に提出した。証明書は27日に交付される見通しで、会は28日から4月28日までの1カ月間、条例制定の直接請求に必要な署名集めを行う。

会は同時に条例制定請求書と条例案を提出。請求の要旨では「市民の中に多数の反対意見がある。事業費は154億円もかかり、市民と相談して決めるべきだ」としている。条例案は投票資格者を市内の有権者として条例施行日から6カ月以内に投票を行い、過半数の結果を尊重するよう求めている。

地方自治法では、条例制定を求める直接請求は有権者の50分の1（3月2日現在で4237人）以上の署名を1カ月間で集め、市長に本請求する。本請求後、市長は20日以内に議会を招集して条例案を諮り、可決されれば住民投票が行われる。

会は条例案可決を議会に迫るため、市長リコールに必要な有権者の3分の1に当たる7万人の署名を目標にしている。太田周造代表委員（70）は「防災、津波対策が急がれる時期に、地域活性化にもつながらない事業を進めるのは許せない。住民投票を実現し、事業を止めたい」と話した。

徳島市で住民投票条例制定を目指して署名集めが行われるのは、海洋パーク開発計画（1989年）、吉野川第十堰可動堰化計画（98年）に続き3例目。